

# 坂田社労士事務所便り

## 2007 年 4 月から離婚時の年金分割始まる

夫婦が離婚したときに年金を分割できる制度が 2007 年 4 月から 2 段階で始まります。これまでは妻がずっと専業主婦だった場合、離婚すると老後にももらえるのは基礎年金だけで満額でも月 6 万 6,000 円ほどでしたが、2007 年 4 月以降に離婚が成立すると、結婚していた期間に夫が納付した保険料に対応する報酬比例部分の年金額の最大 50%を受け取ることができます。婚姻期間中、妻に厚生年金への加入期間があれば、夫婦の報酬比例部分を合計した額の半分が、妻がもらえる年金の上限となります。

### ◆2008 年 3 月までは協議で

2008 年 3 月までの年金分割は夫との合意が条件で、交渉が決裂すれば裁判所の決定に委ねられます。分割額は婚姻期間中の給与などによって変わり、単純には計算できませんが、社会保険事務所は 2006 年 10 月から、分割の対象となる保険料の納付記録などを夫婦のどちらからでも申出があれば提供します。

### ◆2008 年 4 月以降は強制折半に

2008 年 4 月以降の専業主婦の期間については、妻の申出だけで夫の報酬比例年金の 50%が自動的に妻に行く仕組みとなります。事実婚でも第 3 号に認定されれば強制分割ができます。

ただし、年金をもらえるのは妻自身が年金の支給を受けられる年齢になってからで、ずっと専業主婦だった場合、65 歳からになります。

### ◆分割できない場合

2007 年 4 月以降に成立した離婚が対象となりますので、制度開始前に離婚が成立すると分割はできませんが、2007 年 4 月以降は離婚後 2 年までなら後から分割手続きができます。



また、分割対象は厚生年金や共済年金となりますので、国民年金のみ加入する自営業者は対象外となります。また、年をとってからの再婚などで、離婚時にすでに年金を受け取っていた場合も分割はできません。

## 2007 年問題 技能継承に助成金

「団塊の世代」が定年退職を迎えることで、製造業を中心に熟練した技術・技能やノウハウの喪失が懸念される、いわゆる「2007 年問題」の対策として、厚生労働省は中小企業の技能継承の取組みに対し、助成金を導入する方針を固めました。中小企業労働力確保法を改正し、取組みにかかる企業の経費の半分を負担するほか、訓練期間中の社員の賃金の半分についても負担するという事です。

### ◆団塊の世代の技術などを次の世代にどう伝えるのか

昭和 22 年から昭和 24 年に生まれた「団塊の世代」は約 670 万人とされ、平成 19 年から 60 歳の定年退職を迎えます。各企業の生産現場で

は、労働力減少のほか、団塊の世代が持つ高度な技術力やノウハウを、どう次の世代に伝えていくかが課題となっています。

特に全企業の9割以上を占める中小企業の経営者からは「企業体力に限界があり、技能継承に向けた行政の支援は重要」などの声が強くなっています。

#### ◆助成金制度を活用

厚生労働省はこうした要請を踏まえ、中小企業労働力確保法に基づく中小企業雇用創出等能力開発助成金制度を活用し、現在は技能の高度化や新分野進出への取組みに限られ支給している助成金の対象範囲を拡大し、技能継承に取組む企業にも支給できるように制度を改めるということです。

助成金を受けたい中小企業の事業主か業界団体は、まず都道府県に技能継承に関する取組みの計画書を提出します。認定されれば、企業が講師を招いて社員の教育を実施したり、職業訓練学校など外部訓練施設を活用して技能継承を図ったりした際、かかった費用の原則半分が助成金として支給されます。

## 所定外給与が増加

「毎月勤労統計調査」によると、今年7月の所定外給与は前年同月比で1.3%増となりました。

所定外給与はこのところ増加が続いており、この7月で36カ月連続の増加となりました。これはバブル経済崩壊後の回復期に当たる94年～97年にかけて42カ月連続で増加して以来のことです。

所定内給与もまた夏のボーナスも前年同期比4.7%と高い増加を示しており、景気が順調に回復・上昇しつつあることを裏付けています。

#### ◆所定外労働増加は明るい材料？

所定内であれ所定外であれ、給与が増えることは国民経済にとって明るい材料です。しかし、所定外労働の伸びは、政府や企業にとって明るい材料であったとしても、労働者の生活という観点から見ると、私的に費やすことのできる自由な時間や、場合によって

は睡眠時間や健康を失っていることの代償とも考えられます。

今回の景気回復過程は、企業業績の好調を背景にしたものではありませんが、これは企業が人件費を絞るだけ絞って作り出された部分もあるのではないのでしょうか。企業の正社員の占める割合は低下し、その分非正社員の増加がそれをカバーしてきました。有期雇用の不安定な非正社員が増える一方で、少なくなった正社員の負荷が高まり、そのひとつの現われとして所定外労働が増えました。先に記した所定外給与の増加は正社員、非正社員の平均で、パートタイム労働者など、もともとほとんど所定外労働のない労働者も含まれています。正社員に限ってみれば、所定外労働の増加時間は全労働者の平均をはるかに超えているはずで

景気の回復をいうなら同じ7月の完全失業率が4.4%とまた上昇したことにも注目すべきで、賃金は景気判断の一つのファクターにすぎないというべきでしょう。

#### ～坂田からひとこと～

毎年新年を迎えると目標を立てる方はたくさんいらっしゃると思います。その目標でよくあるのが『禁煙』。しかし自分の意思だけではなかなか止められない。そこで厚生労働省は禁煙出来ない症状を“ニコチン依存症”という病気と考え、これまで保険の対象外であった診療を、保険適用診療とする方針を固め、2006年4月からの実施を目指そうです。これは、肺がんをはじめ、心筋梗塞や脳卒中などの生活習慣病を引き起こす喫煙を減らすことで、中長期的に医療費の伸びを抑制するためとのことです。禁煙は百害あって一利なしといえます。愛煙家の方には、耳が痛いお話ですね。でも、ご自身のためそしてご家族のため、禁煙をお考えになってはいかがでしょうか？